

滋賀県市町村職員研修センター財政調整基金条例

〔平成 14 年 5 月 10 日滋賀県市町村職員研修センター条例第 20 号〕

（設置）

第 1 条 滋賀県市町村職員研修センターの財政の調整を図り、健全な運営に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定により、滋賀県市町村職員研修センター財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 毎年度基金として積み立てる額は、その年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第 5 条 滋賀県市町村職員研修センターに予測しがたい財源の不足が生じた場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。